



70歳以上の 皆さまへ

平成29年8月から、高額療養費の 上限額が変わります

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いされた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて定められています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額（月ごと）

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで				平成29年8月から			
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※2)	一般	課税所得 145万円未満の方(※1)	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※2)
一般	課税所得 145万円未満の方(※1)	12,000円	44,400円	住民税非課税	II 住民税非課税世帯	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回44,400円※2)
					I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	24,600円
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円				15,000円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円				

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

国民健康保険にご加入の皆さまへ

70歳から74歳の方へ

国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日です。

7月下旬に新しい受給者証を郵送しますので、8月1日からご利用ください。なお、自己負担割合は平成29年度町県民税の課税状況により次のとおりになります。

◆3割…一定以上所得者(課税所得が145万円以上の方が属する世帯の方)

◆2割…上記以外の方(昭和19年4月1日までに生まれた方は特例により1割となります)

国民健康保険各認定証の更新の時期です

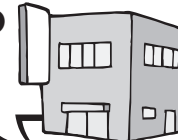
現在交付中の限度額適用認定証などの有効期限は7月31日です。8月からも引き続き必要な方は、印鑑と保険証をご持参のうえ、町民課または、大正・十和地域振興局町民生活課で更新手続きをお願いします。

〔お問い合わせ先〕町民課 ☎22-3117 大正町民生活課 ☎27-0112 十和町民生活課 ☎28-5112

新しい後期高齢者 医療被保険者証は 7月25日に 発送いたします。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成28年度に交付を受けられた方のうち、29年度も引き続き対象となる方には、保険証と一緒に郵送いたします。

倒産や解雇などで離職された方 の国保税が軽減される 場合があります



倒産・解雇・雇い止めなどにより会社を退職された方で、次の条件に該当される方は、国民健康保険税が軽減される場合があります。

●軽減の条件

- ①平成21年3月31日以降に離職
- ②離職時の年齢が65歳未満
- ③倒産・解雇、または雇い止めなどによる離職など。
(離職理由は「雇用保険受給資格者証」に記載の離職理由で判断します)

詳しくは、税務課までお問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕税務課 ☎22-3116

平成29年度から

国保税の賦課限度額・軽減基準が変わります。

平成29年度の税制改正にともない、国民健康保険税の課税の見直しが行われました。変更点は次のとおりです。

軽減基準所得の見直し

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象が、下表のとおり拡大されます。

《所得の基準による国民健康保険税の軽減対象の拡大》

	軽減	所得基準額
変更前	5割軽減	基礎額33万円+26.5万円×被保険者および特定同一世帯所属者数
	2割軽減	基礎額33万円+48万円×被保険者および特定同一世帯所属者数
変更後	5割軽減	基準額33万円+ 27万円 ×被保険者および特定同一世帯所属者数
	2割軽減	基準額33万円+ 49万円 ×被保険者および特定同一世帯所属者数

※7割軽減については変更ありません。

※特定同一世帯とは、国民健康保険被保険者と旧国民健康保険被保険者(国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した方)が属している世帯をいいます。

これらの変更は平成29年度課税分より適用されます。皆さまのご理解をお願いします。

〔お問い合わせ先〕税務課 ☎22-3116

7/14(金) 発送

納税・納入 通知書を発送します

第1回目の納期限は、
7月31日(月)です。
期限内の納付をお願いします。



★国民健康保険税

〔お問い合わせ先〕税務課 ☎22-3116

★後期高齢者医療保険料

〔お問い合わせ先〕町民課 ☎22-3117

★介護保険料

〔お問い合わせ先〕健康福祉課 ☎22-3115